

議案第23号

葛飾区障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2 月 19 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

葛飾区障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。